

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

(1) 基本的な考え方

当社は「社会に存在価値ある会社」、「会社に存在価値ある部門」、「部門に存在価値ある個人」「向上の矢印で確実な前進」を経営理念としています。

この経営理念の実現の為に、会社の持続的成長により中長期的な企業価値の向上を図ることが必要であり、中でもコーポレート・ガバナンスの充実によって、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行える経営・執行体制を構築することが重要であると考えています。同時に、様々なステークホルダーへの適切な情報開示や説明、双方向の対話、協働等を行い、経営を付託された者としての責任を果たしていきたいと考えています。

(2) 基本方針

- (a)株主の皆様への権利と平等性の確保に努めます
- (b)株主の皆様以外のステークホルダーとの適切な協働に努めます
- (c)適切な情報開示と透明性の確保に努めます
- (d)透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行うため、取締役会の役割・責務の適切な遂行に努めます
- (e)株主の皆様との建設的な対話に努めます

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2-4 議決権の電子行使・招集通知の英訳】

当社は議決権行使書の電子行使、招集通知の英訳を行っていませんが、今後、株主様の利便性や効果、海外投資家比率等も踏まえながら検討していきたいと考えています。

【補充原則3-1-2 英語での情報の開示・提供の推進】

英語での情報開示・提供につきましては、現状、英語版ホームページの開設及び決算短信の概要や会社説明会資料の英訳を行っていますが、今後、海外投資家比率の高まりに応じて、より幅広い情報開示・提供を行うよう検討していきます。

【補充原則4-1-3 後継者計画】

現在、最高経営責任者等の後継者計画は策定していません。これまで経験・能力・人格等の資質を勘案し、その時々々の経営状況や対処すべき課題に応じて最適と考える人物を選定してまいりましたが、成長戦略の確実な実現に向けて、今後は取締役会において検討してまいります。

【補充原則4-2-1 経営陣の報酬制度】

当社の取締役の報酬については、基本報酬と賞与、譲渡制限付株式報酬から成り立っています。取締役の基本報酬については、業界あるいは同規模の他企業の水準を勘案の上、各取締役の職位に基づき設定しています。取締役の賞与については、当期の業績に対する貢献度に基づき決定しています。今後は取締役会における報酬決定のプロセスに一層の客観性・透明性を担保する為、「任意の諮問委員会」の設置も選択肢として検討してまいります。

【補充原則4-3-2、3 CEOの選解任手続】

CEO選解任に関しては、取締役会において業績貢献等の評価を総合的に判断して決定しているものの、現時点では形式的な基準を設けておりません。今後は取締役会において基準の整備を検討すると共に、更なる客観性・透明性等を強化する為、「任意の諮問委員会」の設置も選択肢として検討してまいります。

【補充原則4-10-1 任意の指名・報酬委員会の設置】

当社の取締役会は、独立社外取締役2名を含む高い専門知識を持った取締役が、各議題に対して活発に議論しております。今後は、更に客観性・透明性等を強化する為、「任意の諮問委員会」の設置も選択肢として検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 いわゆる政策保有株式について】

1. 政策保有および縮減に関する方針

当社は、取引先との良好な取引関係を維持し、事業の円滑な推進を図るため、取引先の株式を取得し保有することがあります。その場合には、投資による当社のメリットと投資額等を総合的に勘案して投資の可否を判断しています。

政策保有株式については、保有目的の適切さ、保有することによるメリット・デメリット、資本コスト等の観点から保有の適否を検証し、毎年取締役会において決定することとしております。その結果、保有の意義が希薄と判断されたものについては、縮減を検討していくこととしております。

2. 議決権行使に関する方針

政策保有株式の議決権の行使につきましては、個別に議案を検討することとし、株主価値が大きく毀損されることが想定できる事態やコーポレート・ガバナンス上の重大な懸念事項が生じている場合などを除き、保有目的である取引先との関係強化に適うかどうかを考慮したうえで、投資先企業の持続的成長と中長期的な企業価値向上に資するよう議決権を行使いたします。

3. 政策保有株主から自社株式の売却意向が示された場合の対応方針

政策保有株主から株式の売却等の意向が示された場合において、取引の縮減の示唆等により売却を妨げることはいたしません。

【原則1-7 関連当事者間の取引について】

当社では、法令に基づき、「取締役会規程」において、取締役の競業取引、利益相反取引については、取締役会の決議を要するほか、取引の状況について定期的に報告を行うことと定めています。

また、主要株主等との取引については、第三者に対する取引と同様の基準・条件で行っておりますが、必要に応じて取締役会が報告を受け、株主共同の利益等を害することのないよう監視を行うこととしています。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は確定給付年金制度を導入しておらず、アセットオーナーとして積立等の運用に関与しておりません。

なお、従業員の資産形成のために確定拠出年金制度を導入しており、資産運用に関する教育機会の提供として、入社時等に説明を実施しております。

【原則3-1 情報開示の充実について】

1. 経営理念、経営戦略、経営計画

「社会に存在価値ある会社」「会社に存在価値ある部門」「部門に存在価値ある個人」「向上の矢印で確実な前進」という経営理念の実現に向けて、会社の中長期の経営方針に基づき、中長期経営計画を策定し、更に年度の経営計画に展開し業務運営を行っています。

<中長期経営計画「アーチ2020」>

当社は、経営理念の実現に向けて、2015年度から2020年度の6年間の中長期経営計画「アーチ2020作戦」を策定し推進をしています。

- (1)国内戦略 バリューチェーンの強化
- (2)海外戦略 「現地化」と「提携」の機動的選択
- (3)経営基盤強化 持続的成長の土台づくり

「アーチ2020作戦」において、当社は上記3つの戦略を柱とした中長期戦略を定め、業績の飛躍的かつ持続的成長の実現と更なる企業価値の向上を目指しています。

具体的な数値目標は以下の通りです。

■営業目標＝トリプル「2」

- (1)連結売上高2倍(200億円)、(2)主要製品国内シェア2割アップ、(3)海外売上高2倍

■財務目標 = トリプル「10」

- (1)売上高伸び率10%以上、(2)売上高営業利益率10%以上、(3)ROE10%以上

上記トリプル「2」とトリプル「10」の達成に加え、グループの最終目標として下記トリプル「1」を達成すべく取り組んでいます。

■グループ目標＝トリプル「1」

- (1)一流のプロ集団による、(2)一級の製品・サービスにより、(3)業界NO. 1の企業グループを目指す

なお、計画の詳細は弊社ホームページに掲載しています。

2. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

上記「1. 基本的な考え方」に記載の通りです。

3. 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社の取締役の報酬については、基本報酬と賞与、譲渡制限付株式制度から成り立っています。

取締役の基本報酬については、業界あるいは同規模の他企業の水準を勘案の上、各取締役の職位に基づき設定しています。

取締役の賞与については、当期の業績に対する貢献度に基づき決定しています。

また、当社は平成25年6月26日の第54期定時株主総会において役員退職慰労金制度を廃止いたしました。同時に中長期の業績連動型報酬としてのストック・オプション報酬制度を導入いたしました。また、平成29年度から、同ストックオプション報酬制度を譲渡制限付株式報酬制度に移行いたしました。この制度は株価変動のメリットやリスクを株主の皆様と共有し、企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるものと考えています。

以上を合算した取締役の報酬限度額は株主総会にその総額の上限を上程し、決定された範囲内で支給をしています。

なお、社外取締役の報酬については、業務執行から独立した立場であり、一定の金額の基本報酬を設定することとしています。

4. 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

当社の取締役候補者については、人格・見識ともに優れた人材から、本人の能力・適正、専門性、業績実績等を勘案した上で、社長が候補者を選考し、取締役会に諮り、取締役会で決定したのちに、株主総会に諮っています。

社外取締役および監査役の指名に関しては、人格・見識ともに優れ、また幅広い経験や専門的知見を有し、取締役会に対し有益な助言・提言を行える人材から、社長が候補者を選考し、取締役会で決定したのちに、株主総会に諮っています。

5. 取締役会が上記4を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明
取締役・常勤監査役を選任する際は、株主総会の招集通知にて、略歴、管掌部署等を説明・開示をしています。社外取締役・社外監査役に関しましては、招集通知にて、略歴及び選任に至った理由・判断等を説明・開示をしています。

【補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲】

当社は、経営の意思決定・監督機関としての取締役会と、業務執行機関としての経営会議を設けています。

取締役会は、「取締役会規程」を定め、法令及び定款に定められた事項のほか、当社及びグループの経営に関する方針や重要事項等を決定しています。また、そのうえで職務執行に関しては、「職務権限規程」を定め、経営陣が各役職において執行できる範囲を明確にしています。

経営会議は、「経営会議規程」を定め、常勤役員及び部長、及び社長が指名した者で構成されており、当社及びグループの経営戦略や業務執行に関する重要事項を審議・協議する機関としての役割を担っているほか、取締役会で活発な議論が行われるよう、論点整理と事前検討を行っています。また、経営会議には常勤監査役も出席しており、課題・問題を迅速に察知・対処できる仕組みとなっています。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社取締役は9名で構成され、うち独立社外取締役を2名選任し、客観的かつ独立の立場からの意見を企業経営に取り入れことのできる体制になっております。独立社外取締役の構成比率は3分の1以下ではありますが、現在の当社を目指すガバナンス体制を実現する上で十分な人数を確保できていると判断しています。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社では、社外取締役の候補者選定にあたり、会社法および東京証券取引所の独立性に関する要件に加え、高い専門性と豊富な経験、幅広い見識を有し、独立の立場で当社の経営に対し率直かつ建設的に助言し監督できることを重視しています。

【補充原則4-11-1 取締役会全体としての考え方】

取締役会を構成する人材については、当社のマネジメント層にふさわしく、人格・見識ともに優れ、その経歴において部門や営業店所を統率した実績のある経験豊富な人物を第一に選考しています。

さらに、本人のマネジメント能力や適性、これまでの業績等を勘案した上で、性別・国籍・専門性に偏りが起こることなく、多様性をも十分に図った上で、社長が候補者を指名し、取締役会に諮ることとしています。

【補充原則4-11-2 取締役・監査役の上場会社の役員との兼任状況】

当社取締役・監査役は、自身の受託者責任を踏まえ、当社以外の上場会社を兼任する場合は、合理的な範囲内にとどめるよう努めています。なお、現状の兼任状況は下記の通りです。

岡本富男取締役(社外): 三相電機株式会社 常務取締役
打田幸生監査役 : 株式会社タクミナ 取締役(社外)
中尾正孝監査役(社外): ニッタ株式会社 取締役(社外)

【補充原則4-11-3 取締役会の実効性評価】

取締役会の実効性評価については、取締役による自己評価も参考にした分析・評価を実施し、年に1回程度その概要を開示することとしています。具体的な分析・評価の内容については、経営環境の変化や経営要請に応じて検討いたしますが、主に次の観点を重視しています。

- (1) 取締役会の構成は、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を全体としてバランス良く備え、多様性と適正規模を両立させるかたちで構成されているか。
- (2) 取締役会では、全体の目指すところ(経営理念等)を共有したうえで、具体的な経営戦略や経営計画等について建設的な議論を行っているか。
- (3) 取締役会の審議基準に基づき重要案件を漏れなく議案として選定し、適切に審議できているか。
- (4) 取締役会の審議に先立ち、必要に応じて経営会議等で、問題点・課題、リスク及びその対策を明確にさせ、議論の実効性を高められているか。
- (5) 取締役会資料を事前に配付し、また案件によっては、社外取締役・社外監査役には事前に内容を説明し、取締役会で円滑かつ活発な議論を行う準備が出来ているか。
- (6) 社外取締役や監査役が活発に意見を出せる環境づくりが出来ているか。また、その意見を経営に生かすべく検討しているか。
- (7) 業務の執行状況について各部門から定期的な報告を受け、適切なリスク管理や業務執行の監視を実施できているか。

上記を踏まえ、2015年度(第57期)から取締役会の実効性評価を開始いたしております。

その方法ですが、当社では、取締役会全体に関する項目と取締役個人に関する項目を策定し、代表取締役を除き、社外役員を含む、取締役・監査役全員によるアンケート型の評価方式で行っています。

なおその結果、取締役会全体としては実効性が図れていると考えておりますが、決議資料の事前配布・説明に関する要望が昨年に引き続きありました。また、取締役の業務執行についてより詳細な情報共有の要望もありました。

他方、議案の提出・説明などを含む個人項目結果に関しては、今期は更に意識的に改善行動を図りたいとの意見が多く見られました。

また、自由意見項目の中には、取締役会の構成につき女性と海外の知見者の必要性について意見がありました。

以上の点について今後改善を図るべく検討をしていきたいと考えております。

【補充原則4-14-2 トレーニングの方針】

当社は取締役・監査役に対して、当社の経営課題、財務・法令遵守等に関する必要な知識の習得を適宜行うことを目的として、個々の取締役・監査役に適合したセミナーや交流会などの機会の提供・斡旋やその費用の支援を行っています。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は社長及びIR担当取締役を中心にIR体制を構築しています。具体的には、毎年定期的に決算説明会及び会社説明会を開催し、経営トップ自らの言葉で会社の現況と経営戦略等を説明している他、会社説明会のビデオを弊社ホームページ上で公開し、一般個人株主にも容易にアクセス出来る体制を構築しています。

また、アナリスト及び機関投資家との個別ミーティング・個別ヒアリング等にも積極的に対応しています。

【原則5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社は経営計画の実現に向けて、事業ポートフォリオの見直し・設備投資・研究開発投資・人材投資を行っておりますが、今後は一層資本コストを意識した上、経営計画を策定してまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) 取締役社長 田中 嘉一	707,800	8.71
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 取締役社長 伊藤 尚志	455,900	5.61
岡田 勝彦	369,300	4.54
岡田 眞一郎	348,000	4.28
極東開発工業株式会社 代表取締役 高橋 和也	300,000	3.69
株式会社三井住友銀行 代表取締役 高島 誠	242,930	2.99
株式会社三菱UFJ銀行 頭取 三毛 兼承	220,000	2.70
株式会社南星 代表取締役 西村 和子	200,000	2.46
株式会社テイサク 代表取締役 伊藤 達郎	185,000	2.27
MSIP CLIENT SECURITIES	184,600	2.27

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
岡本 富男	他の会社の出身者													
古田 均	学者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
岡本 富男	○	——	当社との取引関係が一切無く、中立・公正な立場を保持していると判断した為
古田 均	○	——	当社との取引関係が一切無く、中立・公正な立場を保持していると判断した為

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
------------	--------

定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

必要に応じて情報交換・意見交換を行うことで相互の連携を高めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	
稲田 正毅	弁護士														
中尾 正孝	公認会計士														

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
稲田 正毅		——	≪社外監査役選任理由≫ 弁護士として法令、企業統治等に関して専門的な知見を有している為
中尾 正孝	○	——	≪社外監査役選任理由≫ 公認会計士として財務・会計、企業統治等に関して専門的な知見を有している為 ≪独立役員選任理由≫ 当社との取引関係が一切無く、中立・公正な立場を保持していると判断した為

【独立役員関係】

独立役員の数	3名
--------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

その他

該当項目に関する補足説明

株価変動のメリットとリスクを株主の皆様とより一層共有し、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、取締役(社外取締役を除く)に対し、従来発行していたストックオプションとしての新株予約権に代えて、譲渡制限付株式すなわち、一定の譲渡制限期間および当社による無償取得事由等のために服する当社普通株式を割り当てることといたしました。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

当社の取締役に対する前事業年度の報酬等は119百万円、監査役に対する前事業年度の報酬等は21百万円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の報酬については、基本報酬と賞与、譲渡制限付株式報酬から成り立っています。
取締役の基本報酬については、業界あるいは同規模の他企業の水準を勘案の上、各取締役の職位に基づき設定しています。
取締役の賞与については、当期の業績に対する貢献度に基づき決定しています。

また、当社は平成25年6月26日の第54期定時株主総会において役員退職慰労金制度を廃止し、ストック・オプション報酬制度を導入してありますが、これに代えて、株価変動のメリットやリスクを株主の皆様と一層共有し、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、取締役(社外取締役を除く)に対し、一定の譲渡制限期間および当社による無償取得事由等のために服する当社普通株式(「譲渡制限付株式」)を割り当てることとし、平成29年6月21日の第58期定時株主総会において報酬枠の決議を頂きました。

取締役の報酬限度額は株主総会にその総額の上限を上程し、決定された範囲内で支給をしており、現在の報酬限度額は、平成29年6月21日開催の第58回定時株主総会において、年額230百万円以内(うち社外取締役分30百万円以内。なお、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)と決議頂いております。

また、社外取締役の報酬については、業務執行から独立した立場であり、一定の金額の基本報酬を設定することとしています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

補助人の要請があれば、補助人の選任を行います。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1. 取締役会の運営について

取締役会は、取締役9名及び監査役3名で構成され、月1回定時取締役会を開催するとともに、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営の方針、その他経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行状況を監督する機関と位置付け、運用を行っております。

2. 監査役の機能強化に向けた取組状況

監査役が監査役監査をより実効的に行えるよう、必要に応じて補助人を配置する等、監査役の機能強化に向けた十分な人材及び体制を確保し、内部統制システムが適正に機能する体制を整えております。

3. 社外監査役の独立性についての会社の考え方

各監査役は法令、財務・会計、企業統治等に関して専門的な知見を有しており、経営全般について助言を行って、経営監視機能の客観性及び中立性を確保しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役会設置会社として、会社の業務に精通した社内取締役及び客観的で広範かつ高度な視野を持つ社外取締役2名によって構成された取締役会と、取締役会から独立し、かつ社外監査役を半数以上とする監査役会によって、業務執行に対する監督・監査を行っております。

現状の体制により、業務執行に対する監督・監査は適切に機能していると判断しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主様の議決権行使環境の改善を目的として、招集通知の早期発送に努めております。 ※2018年実績：株主総会開催日の21日前に発送いたしました また、発送日の一週間前に当社ホームページ及び東京証券取引所のウェブサイトを開示しております。
集中日を回避した株主総会の設定	できるだけ多くの株主様にご出席頂けるように、集中日を避けて株主総会を実施しております。
その他	・株主総会会場において、報告事項のビジュアル化を実施しております。 ・当社公式サイト(http://www.aiyon.co.jp/)に株主総会招集ご通知を掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	定期的に年2回程度実施予定です。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	定期的に年2回程度実施予定です。	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページにて、株主レポート、招集通知、決算短信情報等を掲載しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「企業行動規範」において、それぞれのステークホルダーへの責任を明らかにするとともに、有益なコミュニケーションをとることにより、堅固な信頼関係を構築する旨を規定しています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	私たちは事業活動を通じて、豊かな社会と環境保全の両立を目指し、環境に配慮するとともに、環境に優しい商品の提供に努めます。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況は以下のとおりであります。

1. 当社ならびに当社子会社の取締役等および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1) コンプライアンス体制の基礎として、コンプライアンス基本規程を定める。

社長の任命する委員長を中心とするコンプライアンス委員会を設置し、社内のリスク状況把握・分析、従業員に対するコンプライアンス教育方針の決定を行う。

(2) 内部監査部門として内部監査室を置く。

(3) 取締役は当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに監査役に報告するものとし、遅滞なく取締役会にて報告するものとする。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程に基づき、適正かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理する。

3. 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理担当役員を任命し、リスク管理規程の策定にあたる。

その中で、グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理し、リスク管理体制を明確化すると共に、内部監査部門が各部署毎のリスク管理の状況を監査し、その結果を取締役に報告する。

4. 当社および当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、その審議を経て執行決定を行うものとする。

(2) 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織および職務権限規程において、それぞれの責任者およびその責任、執行手続きの詳細について定めることとする。

5. 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制その他の当社ならびに当社の親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループの企業毎に、それぞれの責任を負う取締役を任命し、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与えており、本社総務部およびコンプライアンス委員会はこれらを横断的に推進し管理することとする。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役が、職務の補助使用人を求めたときには、当社の使用人から監査役補助者を任命することとする。

監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし取締役の指揮命令は受けないものとする。

7. 当社の取締役および従業員ならびに当社子会社の取締役、監査役および従業員またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制その他の当社の監査役への報告に関する体制

取締役および使用人が監査役に報告すべき事項および時期についての規程を定めることとし、当該規程に基づき、取締役および使用人は当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告するものとする。

上記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役および使用人に対して報告を求めることができることとする。

また、監査役に報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として解雇その他の不利益な取扱いを行わない。

8. 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行につき、費用の前払等を請求したときは、請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

9. その他監査役が実効的に執行されることを確保するための体制

監査役は、原則として全員が取締役会に出席し、取締役から職務執行状況の報告・説明等を受け、必要に応じて、意見を述べるなど、取締役の職務執行状況を監視・監督するとともに、必要に応じて、会計監査人および弁護士に相談することができる。

10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性・適正性を確保するため、金融商品取引法および関連する法令を遵守し、内部統制システムの有効性を継続的に評価、検証し必要な対応を行う。

11. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および整備状況

当社は法令および反社会的勢力排除の理念に則り、反社会的行為には一切関与せず、不当要求には毅然と対応し、反社会的勢力との関係遮断を徹底することを反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とし、「企業行動規範」に定める。

具体的な整備としては、反社会的勢力対策規程・マニュアルを策定し、業務運営上の事前確認ルールや社内体制について定めるほか、警察を始めとした外部専門機関との連絡を密に行って、その実効性を高める。

参考資料「模式図」:「添付資料」をご覧ください。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

私たちは法令及び反社会的勢力排除の理念に則り、反社会的行為には一切関与せず、不当要求には毅然と対応し、反社会的勢力との関係遮断を徹底することを反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とし、「企業行動規範」に定めています。

具体的な整備としては、反社会的勢力対策規程・マニュアルを策定し、業務運営上の事前確認ルールや社内体制について定めている他、平素から警察を始めとした外部専門機関との連絡を密に行って、その実効性を高めています。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

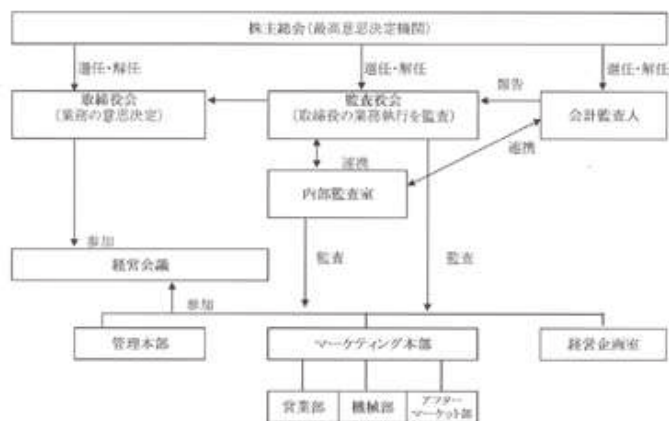
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【適時開示体制の整備状況】

当社では、ステークホルダーの視点に立った迅速、正確かつ公平な情報開示を適切に実施するため、次のとおり社内体制の整備に努めています。

1. 「内部情報管理規程」を制定し、役職員に対してその遵守を義務付けています。
2. 重要情報につきましては、総務担当役員を情報管理責任者とし、当該情報の所管部門と連携しつつ、管理を行う体制を構築しています。
3. 適時開示につきましては、「適時開示情報マニュアル」を制定し、開示作業・緊急開示・管理等について定めています。
4. 情報開示及び法令順守に関する規程類を社内イントラネットに掲示し、役職員が常時閲覧可能な状態としています。

【内部統制システムの整備状況】



【適時開示体制】

